

母店制度導入に関するQ&A

Q 1. 「母店制度」になり、変更点は何かありますか？

近隣店舗を集約する事により、お客様へより良いサービス提供を行い、又お客様のご要望に十分にこたえていく為に、この度、いかるみ支店と藤枝水守支店をグループ化させていただくこととなりました。今後は藤枝水守支店・いかるみ支店の支店長は兼任となり、また、営業担当者・融資担当者の所属店を藤枝水守支店に変更させていただくこととなります。

なお、いかるみ支店におけるお客様のお口座につきましては、従来の店番および口座番号をご利用いただけますので、変更手続き等のご面倒をお掛けすることは基本的にございません。

支店長にご相談がある場合は、どちらの店舗にご連絡いただいても、すぐに支店長に連絡できる体制を整えております。また、営業担当者によるお客様への訪問も継続して同様に行いますが、今後は従来のいかるみ支店からではなく、藤枝水守支店から訪問させていただくこととなります。

今後は、営業担当者や融資担当者にご相談がある場合は藤枝水守支店にご連絡いただく事となりますが、いかるみ支店へご来店いただいた際の伝言につきましても、間違いなく担当者へお取次ぎいたしますのでご安心ください。

Q 2. このたびの母店制度により、私たち（いかるみ支店お取引先）は不便になりませんか？

現在のいかるみ支店におけるお取引は、従来どおりお取扱いさせていただきますので、ご変更手続き等のご面倒をお掛けすることは基本的にございません。営業担当者による訪問も継続して行います。

しかし、営業担当者と融資担当者を藤枝水守支店に集中いたしますので、大変恐れ入りますがご融資に関するお手続きならびに営業担当・融資担当へのご連絡につきましては、藤枝水守支店までお願いいたします。

Q 3. いかるみ支店はどうなりますか？

今までどおり窓口の営業およびATMコーナーの営業は行い、現在のいかるみ支店でのお取引は従来どおりお取扱いさせていただきます。

ただし、ご融資の受付窓口と営業担当者の所属店舗を藤枝水守支店に変更させていただきます。

Q 4. 藤枝水守支店はどこにありますか？

店舗案内図がございますのでご確認ください。ご不明な場合は、いかるみ支店または藤枝水守支店までお問い合わせください。

Q 5. 現在、営業担当Aさんが訪問してくれています。今後も訪問してくれますか？

今後、転勤等により担当者が変更することはありますが、いずれかの営業担当者が引き続き訪問をさせていただきます。

ただし、今後は藤枝水守支店からお客様へのご訪問をさせていただきますので、営業担当者へのご連絡は藤枝水守支店までお願いいたします。

Q 6. 現在いかるみ支店にて融資取引がありますが、取引店を藤枝水守支店に変更しなければなりませんか？

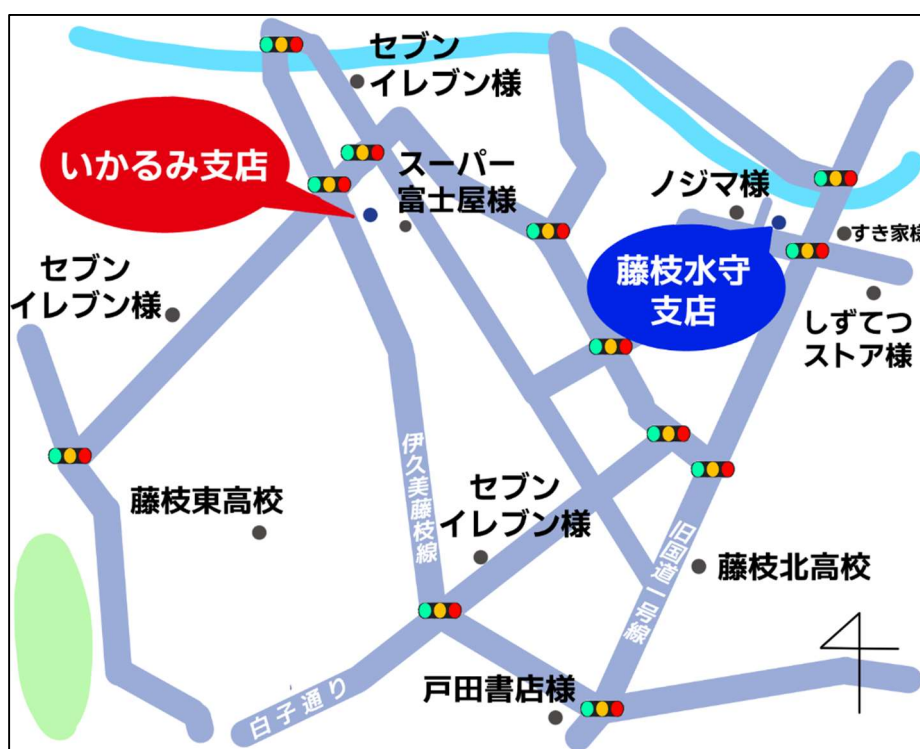
現状のいかるみ支店でのお取引は、ご融資取引を含めまして基本的には藤枝水守支店へご変更していただく必要はありません。従来どおりいかるみ支店にてお取引をご継続いただけます。

しかし、新規融資をはじめ、融資関連の各手続きにつきましては、申し訳ありませんが藤枝水守支店にご来店いただくか、営業担当者までご連絡をお願いします。

Q 7. 現在いかるみ支店にて融資の借入れがありますが、返済等の手続きはどうなりますか？

定例のご返済につきましては、これまでどおり指定口座から引落しをさせていただきます。

定例外のご返済のご用途につきましては、申し訳ありませんが藤枝水守支店までご来店いただくか、営業担当者・融資担当者までご連絡をお願いします。



<いかるみ支店>

住 所：藤枝市五十海4-18-8

電 話：054(645)1611

<藤枝水守支店>

住 所：藤枝市水守1-19-37

電 話：054(646)3900

